

り上げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項及び第43条第1項

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人事企画室)

富山県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和8年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第16号

富山県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

富山県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年富山県規則第43号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(富山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)
- 2 富山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。
別表第1 富山県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年富山県規則第43号）の項を削る。
(富山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 前項の規定にかかわらず、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則

第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧法公益信託の事務の監督が行われる間は、富山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則中富山県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則に関する規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(法務文書課)

富山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定め、公布する。

令和8年3月27日

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会規則第1号

富山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

富山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和56年富山県教育委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(富山県教育委員会民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止)

2 富山県教育委員会民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成19年富山県教育委員会規則第10号)は、廃止する。

(富山県教育委員会民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧法公益信託の事務の監督が行われる間は、富山県教育委員会民間事業者等が行う書

別表の2の項中「（土木センター道路維持班に勤務する者を除く。）」を削り、

「	作業服	2	1	土木センター道路維持班に勤務する運転手に限る。
	夏上衣	1	2	
	作業帽	1	1	
	防寒帽	1	3	
	アノラック	1	1	
	防寒アノラック上	1	2	
	防寒アノラック下	1	2	
	ゴム長靴	2	1	
	作業靴	1	2	
	安全靴	1	3	
	防寒靴	1	3	
	防寒アノラック	1	3	厚生センターに勤務する運転手に限る。」

を

「	防寒アノラック	1	3	厚生センターに勤務する運転手に限る。
	夏上衣	1	2	農林振興センターに勤務する運転手に限る。」
	夏ズボン	1	2	
	帽子	1	2	
	防寒アノラック	1	3	
	ズック	1	2	

に改め、同表の6の項を次のように改める。

6 削除

別表の7の項中「・電気技術員」を削り、同表の24の項中

「	24 と畜検査員	作業服	5	1	」
---	----------	-----	---	---	---

を

「	24 と畜検査員	作業服	4	1	」
		夏上衣	1	1	
		夏ズボン	1	1	

に改め、同表の29の項中「及び縫製」を削り、同表の30の項中「薬草園」を「薬用植物試験」に改め、同表の38の項中

38 船舶乗組員	冬被服	1	2	漁業取締船、漁業調査船、県営渡船及び県営引船の乗組員に限る。 着用期間 冬被服 10月1日から翌年5月31日まで 夏被服 6月1日から9月30日まで
	夏被服	1	1	
	雨衣	1	2	
	防寒衣	1	2	
	帽子	2	3	
	ゴム長靴	1	1	

を

38 船舶乗組員	冬被服	1	2	漁業取締船、漁業調査船、県営渡船及び県営引船の乗組員に限る。 着用期間 冬被服 10月1日から翌年5月31日まで 夏上衣・夏ズボン 6月1日から9月30日まで
	夏上衣	1	1	
	夏ズボン	1	1	
	雨衣	1	2	
	防寒衣	1	2	
	帽子	2	3	
	ゴム長靴	1	1	

に改め、同表の39の項を次のように改める。

39 農業土木職員	作業服上	1	2	農林振興センターに勤務する職員に限る。
	作業服下	1	2	
	夏上衣	1	2	
	夏ズボン	1	2	
	帽子	1	2	
	ゴム長靴	1	2	
	ズック	1	2	

	雨衣	1	2	
	防寒衣	1	3	
	ヘルメット	1	3	

別表の43の項を次のように改める。

43 林業職員	作業服上	1	2	農林振興センターに勤務する職員に限る。
	作業服下	1	2	
	夏上衣	1	2	
	夏ズボン	1	2	
	帽子	1	2	
	ゴム長靴	1	2	
	ズック	1	2	
	雨衣	1	2	
	防寒衣	1	3	
	ヘルメット	1	3	

別表の44の項中「環境保全課」を「環境政策課及び環境保全課」に改め、同表の45の項中「環境政策課職員及び環境保全課」を「消防課」に改め、同表の54の項中「夏作業服上」を「夏上衣」に改め、同表の56の項及び57の項を次のように改める。

56 食品衛生監視員	白衣	1	1	
	ズボン	2	1	
	夏上衣	1	2	
	作業服	1	2	
57 動物愛護管理担当職員	作業服	1	2	
	夏上衣	1	3	
	ゴム長靴	1	2	
	防寒服	1	3	
	白衣	1	2	
	帽子	1	2	
	ズック	1	2	

たので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類

(種類) 魚津都市計画用途地域

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市北高木348番、349番、352番、353番、354番、355番、348番地先及び352番地先	同 左	道路、 下水道、 水路	射水市三ヶ1525番地	山徳不動産開発株式会社